

吸収合併に係る事後開示書面

2026年7月6日

大阪市西区阿波座一丁目13番15号
クリエイト株式会社
代表取締役 五十嵐 昭彦

当社は、吸収合併存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2026年7月1日

2. 消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

消滅会社は、当社の完全子会社であったため吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

消滅会社は、当社の完全子会社であったため反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

消滅会社は、新株予約権を発行していません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、2026年5月29日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。

3. 存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

存続会社に対し、吸収合併の差し止め請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

存続会社である当社に対し、株式の買取りを請求した株主はありませんでした。なお、当社は、会社法第797条第4項の規定に基づき、2026年5月29日付で同条第3項に定める通知に代わる公告（電子公告）を行っております。

(3) 債権者の異議

存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2026年5月29日付で官報に公告を行うとともに、会社法第799条第3項の規定に基づき同日付で電子公告による公告を行っているため、知れている債権者に対する各別の催告は行っておりません。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2026年7月1日をもって、吸収合併消滅会社であるクリテック株式会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりであります。
6. 吸収合併の変更の登記をした日
2026年7月3日
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

【会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項】

次ページ以降をご参照ください。

吸収合併に関する事前開示書面

東京都中央区日本橋本町三丁目1番11号
クリテック株式会社
代表取締役 吉成 隆則

当社は、2026年5月15日、クリエイト株式会社との間で、吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、当社を吸収合併消滅会社、クリエイト株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。本合併に関する事前開示事項（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項）は、以下のとおりです。

1 吸収合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙1（吸収合併契約書の写し）のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項

クリエイト株式会社は当社のすべての発行済株式を保有しており、本合併は完全子会社の吸収合併に該当するため、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付は行いません。したがって、該当事項はありません。

3 合併対価について参考となるべき事項

前記2のとおり、本合併に際して合併対価の交付は行われなため、該当事項はありません。

4 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5 計算書類等に関する事項

（1）吸収合併存続会社についての事項

ア 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

クリエイト株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2に記載のとおりです。

イ 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

（2）吸収合併消滅会社についての事項（吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

該当事項はありません。

6 債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日までに、クリエイト株式会社及び当社の資産の部及び負債の部に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後におけるクリエイト株式会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

これに加え、クリエイト株式会社の収益状況、キャッシュフローの状況等に鑑みて、同社が本合併により承継し負担することとなる当社の債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

以上

【吸収合併契約の内容】

次ページ以降をご参照ください。

吸収合併契約書

クリエイト株式会社（以下、「甲」という。）と、クリテック株式会社（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方式）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

② 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号 クリエイト株式会社

住所 大阪市西区阿波座一丁目13番15号

乙（吸収合併消滅会社）

商号 クリテック株式会社

住所 東京都中央区日本橋本町三丁目1番11号

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2026年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式等の割当て）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

第5条 乙は、2026年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

② 乙は、2026年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意

義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(合併条件の変更等)

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第8条 本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認を得られなかったときは、その効力を失う。

(規定外条項)

第9条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

2026年5月15日

大阪市西区阿波座一丁目13番15号

(甲) クリエイト株式会社
代表取締役 五十嵐 昭彦

東京都中央区日本橋本町三丁目1番11号

(乙) クリテック株式会社
代表取締役 吉成 隆則

【クリエイト株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、プラス成長が見込まれるものの、成長率は限定的となる見通しです。賃金・雇用環境の改善が見られる一方で、物価高による消費支出の抑制や、輸出の低迷が懸念材料として挙げられます。もっとも、労働力不足や堅調な企業業績を背景に、企業の設備投資意欲は依然として高く、景気を下支えする要因となると考えられます。

今後の経済は、緩やかな持ち直し基調を維持すると見込まれますが、米国政策や海外経済の動向には引き続き注視が必要です。

建設業界は、建設コストや住宅ローン金利の上昇等により、依然として厳しい状況にあります。住宅着工戸数は減少傾向にあり、先行きもこの傾向が続くと見込まれます。一方で、都市再開発やインフラ整備等の需要は根強く、今後は、技術革新による生産性向上や、働き方改革による労働環境の改善等が、業界の活性化に寄与することが期待されます。

このような経営環境の変化を踏まえ、当社グループでは次の成長ステージに向けた基盤づくりの3年と位置づける中期経営計画「Vision110」において、4つの基本戦略を重点課題として取り組み、その実現を目指してまいります。

「Vision110」

1) 財務・資本戦略

キャッシュ・フローを「中計の戦略投資」「次世代に向けた成長投資」「株主還元」と明確化し、キャッシュ・アロケーションの最適化を図ります。

2) 顧客の視点

グループ各社の重点戦略とシナジー効果を図り、次の成長ステージに向け、市場拡大とニーズが高まる分野への販売基盤を確立します。

3) 業務プロセスの視点

物流を強みとする差別化戦略で業界「No.1 物流」を目指します。

4) 組織・人材・教育の視点

人材を資本として捉え、その価値を最大限に引き出すため、人材育成・能力開発と環境整備を促進し、コーポレートガバナンスの強化により企業価値の向上に努めます。

この結果、連結売上高は36,550百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益は758百万円（前年同期比83.5%増）、経常利益は744百万円（前年同期比81.4%増）、法人税等考慮後の親会社株主に帰属する当期純利益は486百万円（前年同期比239.4%増）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

〔管工機材〕

当セグメントの売上高は36,089百万円（前年同期比2.6%増）、営業利益は627百万円（前年同期比19.6%減）となりました。

〔施工関連〕

当セグメントの売上高は119百万円（前年同期比64.8%減）、営業損失は12百万円（前年同期は490百万円の損失）となりました。

〔物流関連〕

当セグメントの売上高は340百万円（前年同期比4.1%増）、営業利益は141百万円（前年同期比14.0%増）となりました。

管工機材の商品区分別状況は、次のとおりです。

〔排水・汚水関連商品〕

当商品群は、住宅・工場・ビル・病院・学校等の排水・雨水配管・通気配管に使用される商品等で構成されています。

主力製品である排水集合管は、首都圏を中心とした再開発事業やマンションへの採用が進み、大きく販売を伸ばしたエリアもありましたが、排水金具や耐火二層管の販売減の影響を受け、全体としては前年を下回る結果となりました。

その結果、当商品群の売上高は7,262百万円（前年同期比1.8%減）となりました。

〔給湯・給水関連商品〕

当商品群は、住宅・工場・ビル・病院・学校等の給湯・給水・ガス・空調冷媒配管に使用される商品等で構成されています。

建設工事における慢性的な人手不足や工期短縮を背景に、給水部材を工場で予め製造するプレハブ加工の需要が継続的に伸びていることや、公共工事や工場案件におけるステンレス材や空調用冷媒銅管の受注が好調であったことから、販売は前年を上回りました。

その結果、当商品群の売上高は9,009百万円（前年同期比6.4%増）となりました。

〔化成商品〕

当商品群は、住宅・工場・ビル・病院・学校・土木案件等の排水・雨水配管・上下水配管に使用される塩化ビニル樹脂のパイプ・継手、マス類及びポリエチレン（PE）管・継手等で構成されています。

新設住宅の着工戸数が減少した影響はありましたが、市場ニーズに応じた拡販に努めた結果、塩ビマス製品の販売は前年比微増となり、その他の塩ビ製パイプと継手に関しては、当社の物流機能への評価が高まり、販売は前年を上回る結果となりました。

その結果、当商品群の売上高は10,976百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

〔その他〕

当商品群は、上記以外の管材類・プレハブ加工管・副資材や住宅設備機器類等で構成されています。

住宅設備機器類の販売は前年を下回りましたが、公共工事やマンション建設における鋼管加工品の需要が伸びていることや、雨水対策製品の販売が堅調であったことから、販売は前年を上回る結果となりました。

その結果、当商品群の売上高は8,840百万円（前年同期比1.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は264百万円となりました。その主な内容は、グリエイト株式会社の建物設備投資（26百万円）、倉庫設備投資（65百万円）、ダイドレ株式会社の加工設備投資（83百万円）並びに株式会社ハネイシの車両設備投資（49百万円）によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき資金調達を行っておりません。

(4) 対処すべき課題

1) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境としては、国内景気は設備投資、賃上げ、インバウンド需要が牽引する緩やかな回復が見込まれますが、トランプ米大統領の関税政策からの世界経済の混迷、物価高、人手不足による経済の下振れリスクには注視が必要です。

また、住宅・建設業界は人件費、資材等の建設コストの上昇による計画の頓挫・縮小、完工の遅れから企業業績への悪影響が予測され、新設住宅着工戸数の減少も重なり、当社グループにとっては厳しい事業環境が予想されます。

2) 中長期的な経営戦略

上記のような経営環境のもと、当社グループは、2024年度から2026年度を最終年度とする中期経営計画「Vision 110」に取り組んでおります。以下の中計ビジョンに沿った6つの基本戦略と具体的な各施策を着実に実行し、成果を追求してまいります。

中期経営計画「Vision 110」

<中計ビジョン>

- ① 2026年1月に創業110周年を迎え、節目となる中計最終年度の2026年度に初の営業利益10億円をグループあげて達成する。
- ② 企業価値の向上、持続的な成長に向けて、次の成長ステージのための基盤づくりをする。

<経営目標>

連結経営目標

	2025年3月期実績	2026年3月期予想	2027年3月期 中期経営計画
売上高	36,550百万円	37,600百万円	44,000百万円
営業利益	758百万円	850百万円	1,000百万円
ROE	9.5%	—	10%水準
自己資本比率	30.7%	—	30%以上
配当性向	30.5%	30.5%	30%を基準とする基本方針

財務目標は、現状の資本コスト（3%レベル）を踏まえ資本効率を意識し、ROE10%水準を目指して、PBR1倍割れ解消へ向けた改善を実現します。

また、財務の健全性は、CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）の縮小、売上債権の流動化、調達資金の長短バランスの適正化等バランスシートのコントロールにより、及第点である自己資本比率30%以上を目標とします。株主還元については、連結配当性向30%を基準として、業績動向等を総合的に勘案し配当金額を決定する方針としました。

<Vision 110の基本戦略の概要と進捗状況>

① 財務・資本戦略

中計期間中のキャッシュフローを「戦略投資」「次世代に向けた成長投資」「株主還元」等に計画的な実行を進めます。

戦略投資の第一弾として、2024年9月に約2,500坪の東海配送センターをオープンしました。物流2024年問題への対応、東京一大阪間のハブ倉庫としての活用も視野に入れ、得意先だけでなく仕入先や他業種の物流ニーズへの対応も併せた総合的な物流戦略の展開を図ります。

② 営業・製販戦略

既存ビジネスに加え、次の成長ステージに向け、市場拡大とニーズが高まる分野への販売基盤を確立します。脱炭素の動きが加速するなか太陽光・蓄電池・節電・省エネシステム、水素関連製品等のサステナブル商材を重点拡販商品として施策を展開します。また、建設業許可を取得したことから工事を付与した受注促進にも取り組んでいきます。2025年3月段階では建設業工事業種29業種のうち、19業種の許可を取得し、専任技術者3名を配置する工事部体制を構築済みで、今後は営業本部が主体となって本格的な営業展開を開始します。

さらに製造部門である子会社ガイドレ株式会社は、新商品開発を積極推進し、強みとなるモノづくり機能を進化させていきます。その施策としてステンレス、軟鋼、チタン、銅合金等幅広い材質のニーズに対応できる3Dプリンターを導入、活用して多様な部品製作等に対応していきます。

③ 物流戦略

物流を“強み”とする差別化戦略で、「管材業界No.1物流」を目指します。営業所の拡張移転は、ターゲットエリアに対して、候補とする営業所の出店を中計期間内に段階的に実施します。首都圏では、物流のノウハウを持つ運送子会社の株式会社ハネイシが「クリエイト東京配送センター」の運営を担い、グループの相乗効果の促進を狙います。

また、メーカーの運送ニーズに対応する首都圏以外の展開も株式会社ハネイシを軸としてM&Aを含め物流拠点を拡充し、流通網を充実させます。

④ 人的資本経営・人事戦略

人財を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すために、人財育成・能力開発と環境整備を確立させます。グループ全体で企業価値向上を目指す必要があることから、グループで統一した教育プログラム、人事評価制度に整備していくことに注力していきます。

教育体制は、リスクリングを進めるこれまでの階層ごと研修に加えて、意欲の高い人が志願する研修の制度設計やエグゼクティブ人財を育成する制度を創設しました。

評価制度は、目標設定（社内KPI）、総合評価の整備、期待される行動要件の統一化等を刷新できるよう取り組んでいきます。

人事制度は、キャリアプラン作成によりキャリアパスの明示、ジョブローテーションの実施を進め、タレントマネジメントシステムを活用して「人財ポートフォリオ」を把握し、経営戦略と連動させることを目指します。

⑤ コーポレートガバナンスの強化

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために東証が進めるコーポレートガバナンス・コード83の原則の実行を受け身で捉えず、自律的に実効性高く運用することで、企業としての“強み”とします。2024年度から役員報酬制度に中長期のインセンティブを付与した業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット（PSU））を導入しました。さらに株主目線での経営を促進させていきます。

また、コードにある取締役の責務としての内部統制やリスク管理体制の整備を強化するために、実績・経験が豊富で高いスキルを保有し、監督・助言ができる社外取締役を招聘しました（総会第2号議案付議事項）。

⑥ サステナビリティ経営の推進

クリエイトグループは、「SDGs」への取り組みを通じて、サステナビリティに貢献することを基本方針として取り組んでいます。2024年4月から「サステナビリティ推進室」を新設、環境・社会・ガバナンスのテーマについて17の活動項目とKPIを設定して、グループ全体の旗振りを推進しています。

主な活動項目は、気候変動リスクへの対応として、大きな自然災害が発生、被災後のサプライチェーン体制を維持するための復興体制や手順となるBCPの整備。脱炭素の取り組みとして、サステナブル商材の拡販、自社の車両・トラックのハイブリッド化、フォークリフトの電動化。エンゲージメントの向上として、1on1ミーティングの実施、社員満足度の向上です。

また、CO2排出量スコープ2レベルまでは把握しており、今後削減プラン等対応方針を決定していきます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 74 期 (2022年 3 月期)	第 75 期 (2023年 3 月期)	第 76 期 (2024年 3 月期)	第77期(当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	31,525	34,881	35,860	36,550
経 常 利 益 (百万円)	329	676	410	744
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	180	419	143	486
1 株当たり当期純利益	46円05銭	106円60銭	36円79銭	124円44銭
総 資 産 (百万円)	15,580	17,145	16,981	17,365
純 資 産 (百万円)	4,368	4,830	4,915	5,325
(自 己 資 本 比 率 %)	(28.0)	(28.2)	(28.9)	(30.7)

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ダ イ ド レ 株 式 会 社	49,680 ^{千円}	100.0 [%]	排水継手、器具等の製造
ダイポリシステム株式会社	30,000	100.0 (100.0)	配管資材の組立加工及び加工製品の販売
ク リ テ ッ ク 株 式 会 社	50,000	100.0	電気、土木、管工事の請負、設計、施工、監理
株 式 会 社 ハ ネ イ シ	10,000	100.0	運送業

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内数)であります。
 ガイドレ物流有限会社は、2024年4月1日付で当社の連結子会社であるガイドレ株式会社を存続会社とする吸収合併により2024年4月1日付で消滅しております。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

パイプ、継手、バルブ等の管工機材商品の販売を行っております。主な取扱商品は以下のとおりであります。

品 目	主 要 商 品
排 水 ・ 汚 水 関 連 商 品	ねじ込み式排水管継手（ドレネージ継手）、排水用各種器具（排水器具、防水継手、ルーフドレン等）、マンホールカバー、排水鋼管用可とう継手（MD継手）、排水用鋳鉄管、排水集合管、耐火二層管
給 湯 ・ 給 水 関 連 商 品	鋼管、被覆鋼管、鋼管用継手、溶接継手、ステンレス管及び継手、銅管及び継手、樹脂管及び継手
化 成 商 品	ビニルパイプ及び継手、塩ビ製小口径排水マス、雨水マス
そ の 他	空調用ダクト、通気弁、各種バルブ、フレキシブル継手、住宅設備機器類（エアコン、換気扇等）、計器類、介護用各種器具、配管関連機材、その他

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

〔本 社〕 大阪市西区阿波座1丁目13番15号
 〔東京本社〕 東京都中央区日本橋本町3丁目1番11号
 〔配送センター〕 東京配送センター（東京都江東区）
 東海配送センター（名古屋市港区）
 関西配送センター（大阪市大正区）

〔統括支店及び営業所〕

支 店		営 業 所
東 日 本	北海道支店 東北支店 北関東・信越支店 東関東支店 東京支店 西東京支店 神奈川支店	札幌・函館 八戸・盛岡・仙台・郡山 新潟・長野・太田・埼玉 つくば・千葉 東京・東京北 新宿・東京西・八王子 横浜・厚木・湘南
西 日 本	東海支店 関西支店 大阪支店 中国支店 九州支店	静岡・浜松・名古屋 金沢・京都・関西 大阪・加古川 岡山・広島・東四国・松山・高知 北九州・福岡・長崎・熊本・鹿児島

② 子会社

ダイドレ株式会社

〔本 社〕 大阪市西区
 〔奈良工場〕 奈良県磯城郡田原本町

ダイポリシステム株式会社

〔本 社〕 大阪市西区
 〔奈良工場〕 奈良県磯城郡田原本町
 〔佐野工場〕 栃木県佐野市

クリテック株式会社

〔本 社〕 東京都中央区

株式会社ハネイシ

〔本 社〕 神奈川県厚木市

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
600 [32] 名	12名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の[外書]は、契約社員・パートの年間平均雇用人員であります。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	200,000 ^{千円}
株式会社関西みらい銀行	161,668
株式会社りそな銀行	136,722
株式会社商工組合中央金庫	136,390
株式会社三井住友銀行	95,058

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
(2) 発行済株式の総数 3,969,000株 (自己株式 86,880株を含む。)
(3) 株主数 6,522名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
クリエイト取引先持株会	793千株	20.43%
福井道夫	451	11.62
クリエイト従業員持株会	362	9.33
福井珠樹	276	7.13
吉成隆則	76	1.96
岡部バルブ工業株式会社	75	1.94
新東鑄造株式会社	62	1.60
高木敏幸	61	1.58
坂口明	50	1.29
宇山泰宏	36	0.94

(注) 当社は、自己株式86,880株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	16,400株	4名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 成 隆 則	
取 締 役	柴 田 勝	ガイドレ株式会社代表取締役社長
取 締 役	五十嵐 昭 彦	管理本部長
取 締 役	宇 山 泰 宏	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 一 彦	山田一彦税理士事務所税理士 JCRファーマ株式会社社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 西 由 紀	株式会社ヒガシトゥエンティワン社外取締役監査委員 大研医器株式会社社外監査役 シリコンスタジオ株式会社社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	隈 元 暢 昭	さくら法律事務所パートナー弁護士 社会福祉法人光風会理事

- (注) 1. 取締役山田一彦氏、大西由紀氏、隈元暢昭氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員山田一彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
- ①取締役橋口俊晴氏、取締役（監査等委員）佐野正幸氏は、2024年6月21日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- ②取締役（監査等委員）隈元暢昭氏は、2024年6月21日開催の第76回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
- ③代表取締役吉成隆則氏は、2025年3月19日に代表取締役会長から代表取締役社長に就任いたしました。
- ④取締役宇山泰宏氏は、2025年3月19日に代表取締役社長を辞任いたしました。
4. 取締役山田一彦氏、大西由紀氏及び隈元暢昭氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議等の情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 取締役大西由紀氏の重要な兼職先である株式会社ヒガシトゥエンティワンは、2025年4月1日付で株式会社ヒガシホールディングスに商号変更をしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、取締役（業務執行取締役を除く）の責任について、善意かつ重過失のないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨定めておりますが、現時点では取締役（業務執行取締役を除く）との間に責任限定契約を締結しておりません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された賠償責任請求にかかる訴訟費用及び損害賠償等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 基本方針

当社グループの持続的成長及び中長期の企業価値向上への貢献意欲を一層高め、業務執行の監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準並びに報酬体系とする。

② 報酬の構成

金銭で支払う固定報酬（月例報酬）と業績連動報酬（賞与及び株式報酬（PSU））の他、譲渡制限付株式報酬（RS）によって構成しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、独立性の観点から原則金銭で支払う固定報酬のみとしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

なお、当社は当該方針について、報酬の決定に係るプロセスの透明性を図るため、過半数の社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の諮問、答申を踏まえて取締役会の決議により定めております。

イ) 固定報酬

(基本報酬)

当社と同等規模の主要企業における役員報酬水準を参考として各役位に対する基準額を定めております。

ロ) 業績連動報酬

(賞与)

・算定の基礎として選定した業績指標の内容及び算定方法

短期的な業績達成へのインセンティブを高め、企業価値向上に資することを目的として、役位に応じたポイントに、当期連結上の売上高と、経常利益又は税金等調整前当期純利益のいずれか低い実績値の達成状況に応じて、変動幅 0 %～200 %の範囲で評価し、賞与ポイント単価を乗じて報酬額を決定します。なお、業績指標が一定の水準を下回る場合は不支給とし、業績との連動性を持つ報酬とします。

賞与は、以下の算定式に基づき支給します。

＜算定式＞

賞与＝役位別賞与ポイント×賞与評価係数×賞与ポイント単価

2025年3月期の賞与算定に用いる役位別賞与ポイント、賞与評価係数、ポイント単価は次のとおりとします。

＜役位別賞与ポイント＞

役位	賞与ポイント
代表取締役会長	900
代表取締役社長	900
専務取締役	540
常務取締役	450
取締役	360

<賞与評価係数>

		連結経常利益、連結税金等調整前当期純利益のいずれか低い実績値						
		6億円未満	6億円以上 7億円未満	7億円以上 8億円未満	8億円以上 9億円未満	9億円以上 10億円未満	10億円以上 11億円未満	11億円以上
連結 売上高	346億円未満	0%	0%	30%	40%	60%	70%	90%
	346億円以上 354億円未満	0%	0%	50%	60%	80%	90%	110%
	354億円以上 362億円未満	0%	10%	100%	110%	130%	140%	160%
	362億円以上 370億円未満	0%	20%	110%	120%	140%	150%	170%
	370億円以上 378億円未満	0%	30%	120%	130%	150%	160%	180%
	378億円以上 386億円未満	0%	40%	130%	140%	160%	170%	190%
	386億円以上	0%	50%	140%	150%	170%	180%	200%

<賞与ポイント単価>

10,000円

<支給時期又は条件>

支給時期は、株主総会終了後とし、上記算定式に基づいて計算された額を取締役会の決により、速やかに支給します。

・当該業績指標を選定した理由

短期的な業績達成へのインセンティブを高め、企業価値向上に資することを目的として当期連結上の売上高と、経常利益又は税金等調整前当期純利益のいずれか低い実績値を指標としています。

・業績指標の実績

当期（2025年3月期）連結上の売上高は36,550百万円、経常利益は744百万円、税金等調整前当期純利益は744百万円で、いずれか低い実績値としては744百万円となりました。

（株式報酬（PSU））

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「対象取締役」といいます。）に、企業価値の向上を図るインセンティブを付与することと、株主様と一層の価値共有を進める

ことを目的に制度化したものです。対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。）における数値目標を当社取締役会にて予め設定し、当該数値目標の達成割合に応じて算定される数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与します。

・算定の基礎として選定した業績指標の内容及び算定方法

本制度における各対象取締役に割り当てる株式の数は、以下の算定式に従って算定いたします。

本交付株式数 = 基準交付株式数 (a) × 業績目標達成度 (b) × 役務提供期間比率 (c)

①基準交付株式数

本株式の割当数の計算の基準となる基準交付株式数（1年あたり）は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により定めるものとします。

②業績目標達成度

評価起案における評価指標は、共通指標として資本効率に関する指標（ROE）、株価に関する指標（PBR）、安全性に関する指標（自己資本比率）、対象者の個人別指標として、取締役会の実効性向上、中期経営計画の実行と成果、後継者の選定及び育成、従業員の満足度の向上とし、業績目標達成度は、評価期間における業績予想の達成割合等に応じて、0%～200%の範囲で、取締役会において決定するものとします。

③役務提供期間比率

在任月数を評価期間の月数で除した比率とします。

また、対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式等に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。なお、対象取締役は、所定の非違行為等がある場合には、当社株式の交付を受ける権利を喪失します。

・当該業績指標を選定した理由

中期経営計画において主要数値目標として設定するなど当社が最も重視している指標であるとともに、当該事業年度の業績を判断するうえで客観的な指標であると考えられるためです。

・業績指標の実績

当期におけるROEは9.5%、PBRは0.74倍、自己資本比率は30.7%となりました。

ハ) 譲渡制限付株式報酬 (RS)

中長期的企業価値の持続的向上を図るインセンティブを付与することと、株主様と一層の共有化を進めることを目的に制度化したものです。役員株式報酬は、株主総会前日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値を基礎とし、役位に応じて定められた割当株数を乗じた金銭債権付与額を、総会後に任意の指名・報酬委員会の諮問、答申を踏まえて取締役会の決議により定め、諸手続きを経て実施することとしております。金銭債権付与額の支給日から取締役を退任するまでの間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。取締役在任中に不祥事、その他承認を得ず競合他社に移籍した場合等において、当社は本株式の全部又は一部を当然に無償で取得します。

(注) 役員退職慰労金制度は2008年6月に廃止しており、役員に対し退職慰労金は支給しません。ただし、制度廃止前に確定した退職慰労金は、当該役員退職時に支給されます。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定方針に沿った算定表を用いて作成した原案について過半数の社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の諮問・答申を受けており、取締役会にてその整合性を確認したうえで決議していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり相当であると判断しております。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定します。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	当該決議時点の員数
取締役 (監査等委員を除く)	金銭による報酬	年額300百万円以内	2016年6月24日開催の第68回定時株主総会	6名
	株式報酬 (RS)	年額30百万円以内 (30,000株以内)	2020年6月19日開催の第72回定時株主総会	5名
	株式報酬 (PSU)	年額40百万円以内 (30,000株以内) 3年分累計120百万円以内 (90,000株以内)	2024年6月21日開催の第76回定時株主総会	4名
取締役 (監査等委員)	金銭による報酬	年額60百万円以内	2016年6月24日開催の第68回定時株主総会	3名

⑥ 取締役の報酬等の総額

(単位：千円)

区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		固定報酬	業績連動報酬等		譲渡制限付 株式報酬 (RS)	
		基本報酬	賞与	株式報酬 (PSU)		
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	144,312	91,755	27,720	9,336	15,501	5名
社外取締役（監査等委員）	16,950	16,950	－	－	－	4名
合計	161,262	108,705	27,720	9,336	15,501	9名

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

山田一彦氏の重要な兼職先である山田一彦税理士事務所及びJCRファーマ株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

大西由紀氏の重要な兼職先である株式会社ヒガシトゥエンティワン（現 株式会社ヒガシホールディングス）、大研医器株式会社及びシリコンスタジオ株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

隈元暢昭氏の重要な兼職先であるさくら法律事務所と社会福祉法人光風会と当社の間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	山 田 一 彦	当期開催の取締役会14回の全て、当期開催の監査等委員会13回の全て、また、当期開催の任意の指名・報酬委員会4回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地や豊富な経験、幅広い見識から、公正中立な立場で取締役の監視とともに助言、提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	大 西 由 紀	当期開催の取締役会14回の全て、当期開催の監査等委員会13回の全て、また、当期開催の任意の指名・報酬委員会4回の全てに出席いたしました。主に起業した女性経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、公正中立な立場で取締役の監視とともに助言、提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	隈 元 暢 昭	当期開催の取締役会11回の全て、当期開催の監査等委員会10回の全て、また、当期開催の任意の指名・報酬委員会1回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地や豊富な経験、幅広い見識から、公正中立な立場で取締役の監視とともに助言、提言を行うなど、社外取締役に期待される役割を果たしております。

(注) 隈元暢昭氏につきましては、2024年6月21日の取締役就任後の状況を記載しています。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,993,963	流動負債	10,141,947
現金及び預金	1,416,922	支払手形及び買掛金	3,110,217
受取手形及び売掛金	5,651,822	電子記録債務	5,406,269
電子記録債権	3,071,700	1年内返済予定の長期借入金	428,461
棚卸資産	2,683,657	リース債務	49,153
その他の	211,978	未払法人税等	200,163
貸倒引当金	△42,117	賞与引当金	252,368
固定資産	4,371,563	役員賞与引当金	32,173
有形固定資産	2,369,263	その他の	663,140
建物及び構築物	416,144	固定負債	1,898,164
機械装置及び運搬具	17,543	長期借入金	464,968
リース資産	201,138	リース債務	176,568
土地	1,698,916	役員退職慰労引当金	30,184
その他の	35,521	株式報酬引当金	9,336
無形固定資産	128,356	資産除去債務	44,427
リース資産	8,123	役員退職慰労未払金	179,800
のれん	75,925	退職給付に係る負債	799,876
その他の	44,307	その他の	193,003
投資その他の資産	1,873,943	負債合計	12,040,111
投資有価証券	150,115	(純資産の部)	
破産更生債権等	89,649	株主資本	5,174,160
繰延税金資産	508,432	資本金	646,494
その他の	1,256,634	資本剰余金	811,208
貸倒引当金	△130,887	利益剰余金	3,793,828
		自己株式	△77,369
		その他の包括利益累計額	151,254
		その他有価証券評価差額金	58,571
		繰延ヘッジ損益	19,271
		退職給付に係る調整累計額	73,411
		純資産合計	5,325,415
資産合計	17,365,527	負債・純資産合計	17,365,527

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		36,550,093
売上原価		30,174,449
売上総利益		6,375,644
販売費及び一般管理費		5,616,857
営業利益		758,786
営業外収益		
受取利息	621	
受取配当金	5,063	
不動産賃貸料	30,455	
助成金収入	300	
貸倒引当金戻入額	10,300	
固定資産売却益	11,632	
その他	26,146	84,519
営業外費用		
支払利息	16,874	
手形売却損	29,189	
不動産賃貸原価	11,014	
保険解約損	6,909	
その他	34,441	98,429
経常利益		744,876
税金等調整前当期純利益		744,876
法人税、住民税及び事業税		259,623
法人税等調整額		△1,212
当期純利益		486,465
親会社株主に帰属する当期純利益		486,465

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産及び預金	11,050,049	流動負債	9,536,697
現金	546,809	支払手形	16,524
受取手形	990,708	買掛金	3,082,931
売掛金	4,439,791	電子記録債権	5,406,269
電子記録債権	3,067,703	1年内返済予定の長期借入金	200,000
商用品	1,800,535	リース債権	12,114
前払費用	74,850	未払金	371,329
未収入金	95,474	未払費用	39,813
関係会社短期貸付金	68,000	未払法人税等	127,889
そのものの貸倒引当金	8,292	預り金	16,581
固定資産	△42,117	賞与引当金	203,285
有形固定資産	4,129,597	役員賞与引当金	27,720
建物	1,522,244	そのものの負債	32,238
構築物	261,733	固定負債	1,377,451
機械及び装置	11,657	長期借入金	290,000
車両運搬具	961	リース債権	54,428
工具器具及び備品	0	退職給付引当金	789,956
土地	25,590	株式報酬引当金	9,336
リース資産	1,163,085	資産除去債	44,427
無形固定資産	59,216	役員退職慰労未払金	1,300
ソフトウェア	36,994	長期預り保証金	188,003
電話加入権	31,800	負債合計	10,914,148
投資その他の資産	5,194	(純資産の部)	
投資有価証券	2,570,357	株主資本	4,206,901
関係会社株	149,639	資本剰余金	646,494
関係会社長期貸付金	644,093	資本剰余金	794,069
破産更生債権等	423	資本準備金	786,078
長期前払費用	22,000	その他資本剰余金	7,991
繰延税金資産	89,649	利益剰余金	2,843,707
繰延税金資産	10,089	利益準備金	59,128
繰延税金資産	396,324	その他利益剰余金	2,784,579
繰延税金資産	360,561	別途積立金	1,300,000
繰延税金資産	301,836	繰越利益剰余金	1,484,579
繰延税金資産	115,664	自己株式	△77,369
繰延税金資産	557,764	評価・換算差額等	58,595
繰延税金資産	41,600	その他有価証券評価差額金	58,595
繰延税金資産	△119,287	純資産合計	4,265,497
資産合計	15,179,646	負債・純資産合計	15,179,646

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	35,012,572
売上原価	29,223,748
売上総利益	5,788,823
販売費及び一般管理費	5,347,461
営業利益	441,362
営業外収益	
受取利息	537
受取配当金	5,052
不動産賃貸料	57,784
貸倒引当金戻入額	10,300
その他	13,591
	87,266
営業外費用	
支払利息	12,614
手形売却損	29,189
不動産賃貸原価	22,620
保険解約損	6,909
その他	33,069
	104,403
経常利益	424,225
税引前当期純利益	424,225
法人税、住民税及び事業税	156,653
法人税等調整額	2,476
当期純利益	265,094

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

クリエイト株式会社 監査等委員会

監査等委員	山	田	一	彦	印
監査等委員	大	西	由	紀	印
監査等委員	隈	元	暢	昭	印

- (注) 監査等委員山田一彦、大西由紀及び隈元暢昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自 己 株 式	株主資本合 計
		資 本 準備金	その他資本剰余金	利 益 準備金	その他利益剰余金			
					別 途 積立金	繰越利益剰 余 金		
2024 年 4 月 1 日 残 高	646,494	786,078	4,411	59,128	1,300,000	1,344,543	△52,537	4,088,117
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当						△125,059		△125,059
当 期 純 利 益						265,094		265,094
自 己 株 式 の 取 得							△37,488	△37,488
自 己 株 式 の 処 分			3,580				12,655	16,236
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	3,580	－	－	140,035	△24,832	118,783
2025 年 3 月 31 日 残 高	646,494	786,078	7,991	59,128	1,300,000	1,484,579	△77,369	4,206,901

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
2024年4月1日残高	76,070	4,164,188
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△125,059
当 期 純 利 益		265,094
自 己 株 式 の 取 得		△37,488
自 己 株 式 の 処 分		16,236
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△17,474	△17,474
事業年度中の変動額合計	△17,474	101,308
2025年3月31日残高	58,595	4,265,497

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 関連会社株式 其他有価証券	移動平均法による原価法
市場価格のない株式等 以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品	総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
----	-------------------------------------

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	10～30年
機械及び装置	7～12年
工具器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

(5) 株式報酬引当金

役員に対する将来の当社株式の交付等に備えるため、株式報酬規程に基づき、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(3) 収益及び費用の計上基準

管工機材に係る収益は、商品を事業会社等に販売する事業であり、顧客との取引基本契約書に基づき当該商品の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであると当社は判断し、引渡時点において収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

売上高は顧客との契約において約束された対価から値引き、購入量に応じた割り戻し等を控除した金額で測定しております。変動性のある値引き、割り戻し等を含む変動対価については、過去、現在及び予想を含む合理的に利用可能な全ての情報を用いて当社が権利を得る対価の金額を見積り、重大な戻し入れが生じない可能性が高い範囲でのみ売上高を認識しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当期計算書類への影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(見積りの内容)

・ 固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能価額を見積り、帳簿価額に減額しています。

(当事業年度の計算書類に計上した金額)

- ・ 有形固定資産及び無形固定資産 1,559,239千円
- ・ 投資その他の資産 673,428千円

なお、本計上額の内訳として、継続して減損の兆候を識別した資産(グループ)に関して割引前将来キャッシュ・フローが資産(グループ)の帳簿価額を上回っていることから減損損失を計上しておりませんが、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目としております。

減損の兆候を識別した資産(グループ)

- ・ 有形固定資産及び無形固定資産 324,078千円
- ・ 投資その他の資産 249,345千円

(その他見積りの内容に関する理解に資する情報)

見積りの算出方法

・ 固定資産の回収可能価額の決定にあたって使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額によっています。使用価値の見積りにあたって、資産(グループ)から生じる見積り将来キャッシュ・フローを基にしています。

見積りの算出に用いた主な仮定

- ・ 主要な固定資産を土地としており、20年を将来キャッシュ・フローの見積り期間としています。
- ・ 物件ごとにグルーピングを行う賃貸及び遊休資産を除き各営業所を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としています。

翌事業年度の計算書類に与える影響

・ 時価が下落し正味売却価額が簿価を下回る固定資産を保有している営業所の翌事業年度以降の実績が下がり見積り将来キャッシュ・フローが大幅に下がった場合、減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	127,024千円
土	地	1,039,233千円
投 資 有 価 証	券	81,386千円
貸 与 建	物	102,331千円
貸 与 土	地	187,226千円
合	計	1,537,202千円

担保に係る債務の金額

買	掛	金	892,663千円
電 子 記 録 債 務			2,485,802千円
1 年 内 返 済 予 定 の			160,000千円
長 期 借 入 金			250,000千円
長 期 借 入 金			250,000千円
合		計	3,788,465千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,325,281千円

3. 投資その他の資産の減価償却累計額 481,495千円

4. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 手形債権流動化に伴う買戻義務 204,374千円

6. 関係会社に対する金銭債権債務

短 期 金 銭 債 権	21,916千円
短 期 金 銭 債 務	250,674千円

7. 当座貸越契約等

当社は、短期運転資金を機動的かつ安定的に調達するため当座貸越契約及び取引銀行とコミットメントライン契約（シンジケーション方式）を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出	3,850,000千円
コミットメントの総額	
借 入 実 行 残 高	－千円
差 引 額	3,850,000千円

8. 保証債務 関係会社の借入金に関し、次のとおり債務保証を行っております。

ダイドレ株式会社 16,690千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引高

- ・売上高
- ・仕入高

46,584千円
2,461,722千円
29,901千円

2. 関係会社との営業取引以外の取引高

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

86,880株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	41,258千円
賞与引当金	71,498千円
役員賞与引当金	8,476千円
未払賞与	7,672千円
未払事業税	9,308千円
退職給付引当金	248,599千円
役員退職慰労未払金	409千円
関係会社株式評価損	17,465千円
会員権評価損	11,549千円
減損損失	33,739千円
その他	62,757千円
繰延税金資産小計	512,735千円
評価性引当額	△76,716千円
繰延税金資産合計	436,019千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△26,908千円
合併受入資産	△1,781千円
その他	△11,005千円
繰延税金負債合計	△39,694千円
繰延税金資産の純額	396,324千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	115,070千円
1年超	167,517千円
合 計	282,588千円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の(収益認識に関する注記)をご参照ください。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

属性	氏 名	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	柴田勝	—	当社 取締役	被所有 直接 0.4	—	—	社宅貸与	1,069	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社取締役 柴田勝への社宅貸与は、役員関係内規に基づき実行された金額であります。

2. 子会社等

属性	名 称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	ダイドレ (株)	49,680	排水継手、 器具等の製 造	所有 直接 100.0	当社役員 3人	—	資金の 貸付 (※1)	60,000	関係会 社短期 貸付金	60,000
						商品の 仕入	商品の 購入 (※2)	2,142,746	買掛金	178,354
						債務保 証	債務保証 (※3)	16,690	—	—
						不動産の 賃貸	不動産の賃 貸(※4)	10,051	—	—
子会社	ダイポリ システム (株)	30,000	配管資材の 組立加工及 び加工製品 の販売	所有 間接 100.0	当社役員 2人	不動産の 賃貸	不動産の賃 貸(※4)	17,276	—	—
子会社	クリテッ ク(株)	50,000	電気、土木、 管工事の請 負等	所有 直接 100.0	当社役員 4人	—	資金の 貸付 (※1)	資金の貸付 50,000	関係会 社短期 貸付金	8,000
								資金の回収 100,000 利息の受取 333	関係会 社長期 貸付金	22,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) (※1)子会社に対する貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(※2)商品の購入については、市場価格を勘案し双方協議のうえ決定しております。

(※3)借入先の金融機関に対して債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

(※4)近隣の地代相場を参考に価格を決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	1,098円 75銭
2. 1 株当たり当期純利益	67円 81銭
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
損益計算書上の当期純利益	265,094千円
普通株主に帰属しない金額の内訳	－千円
普通株式に係る当期純利益	265,094千円
普通株式の期中平均株式数	3,909,143株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

フリエイト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 充 規
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フリエイト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フリエイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

フリエイト株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 充 規
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリエイト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上